

国の施策との関係

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）に基づき、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために、国立大学を設置して教育研究を行う文部科学省所轄の国立大学法人の 1 つです。

本法人は、文部科学大臣が定めた中期目標に基づき、中期計画を策定し、当該中期計画について文部科学大臣の認可を得た上で、年度計画を作成し、業務を行っています。また、これらの業務は、国立大学法人評価委員会、大学評価・学位授与機構及び第三者認証機関の評価を受けることになっています。